

2019年5月29日

公益財団法人埼玉県サッカー協会
第4種委員会 加盟チーム代表者 各位

公益財団法人埼玉県サッカー協会
第4種委員会
委員長 東島 雅之

「暴力・暴言等根絶に向けた取り組み」について

前略 平素より第4種委員会の事業にご理解ご協力を頂きありがとうございます。

さて、(公財)日本サッカー協会においては、5月16日開催の理事会において、下記案件を決議致しました。

- ・暴力・暴言等根絶に向けた取り組みの件
サッカーの活動現場から、体罰、暴力・暴言、ハラスメント等を根絶するために、以下の取り組みを実施したい。

(1) 懲罰規程を改定 (別紙資料1)

「指導に関連した懲罰基準」を設ける。

(2) 指導者資格再審査における指導の厳重化

(3) 2019/20 競技規則改正事項の啓発 (2019/20 サッカー競技規則の改正について)

(JFAHP サッカー競技規則参照 <http://www.jfa.jp/laws/>)

チーム役員不正行為について明記

(4) 「サッカーファミリー安全保護宣言」の公表 (配信済み)

(5) ユニセフ (国連児童基金) 「子どもの権利とスポーツの原則」への賛同

既に(4)の資料については、配布済みですが、県サッカー協会フェアプレー・規律委員会より、(1)懲罰規程の資料が配布されましたので、(4)と合わせて内容を確認頂き、暴力・暴言等無い組織づくりをお願い致します。

また、(3)の競技規則改正においても、指導者についての明記がありますので、確認するよう所属審判員への告知もお願い致します。

今後も、体罰、暴力・暴言等の根絶にむけて、更なる各位のご協力を宜しくお願い申し上げます。

草々